

教高第3591号

令和4年1月31日

県立学校長 殿

教 育 長

教職員の服務規律の確保について（通知）

本県の教育行政の推進にあたり、日頃から御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、教職員の服務規律の確保については、平素から御配慮をいただいているところであり、県教育委員会においてもこれまで、あらゆる機会を通じて万全を期すよう繰り返し注意を喚起しているところであります。

しかしながら、1月に入り、中学校教諭が勤務時間中に複数回、女性を盗撮していた事案が発覚し、服務規律の確保について徹底を図るよう周知し、不祥事の根絶に向けて取り組んできた中で、今回、売買目的で児童名簿を流出させる事案が発生しました。児童、保護者に対して多大な不安を与えるとともに、今後重大な被害を及ぼすことも懸念される極めて深刻な事態であると受けとめております。各学校においては、児童生徒、保護者の個人情報はもちろんのこと、業務に係る一切の情報について、再度その管理の徹底を図るよう御指導願います。

また、依然としてこうしたあってはならない重大な服務規律違反が発生していることは、甚だ遺憾であり、児童生徒、保護者、県民の信頼は大きく損なわれたと言わざるを得ません。

この危機的状況を教職員一人一人が、自分事としてしっかりと受け止め、勤務時間の内外を問わず、公務員として常に高い倫理観と使命感を持った行動をとることを、改めて強く指導する必要があります。これ以上、児童生徒、保護者、県民の信頼を裏切る行為は許されません。山梨県の教職員が一丸となって、信頼回復のために力を尽くし、この危機的状況を乗り越えていくほかに道はありません。

各学校におかれましては、頻発する教職員の不祥事根絶に向けて、改めて取り組みを強化し、綱紀粛正及び服務規律の徹底が図られますよう特段の御指導をお願いします。

高校教育課 人事担当

TEL055-223-1758